

多機能型事業所 みぞくち

サービス重要事項説明書

社会福祉法人 吉備路の会

多機能型事業所 みぞくち

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

あなたに対する利用サービス提供開始にあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第52号。以下「岡山県基準条例」という）第95条及び第190条に基づいて当事業者があなたに説明すべき事項は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 吉備路の会
所在地	岡山県総社市小寺1553-1
電話番号	0866-92-6580
代表者氏名	理事長 田中茂己
設立年月日	平成元年7月19日

2. 利用施設の概要

事業指定	平成24年 4月 1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	多機能型事業所みぞくち 3310800291号
事業所の所在地	岡山県総社市溝口字山根前119
電話番号	(0866) 94-3131
FAX 番号	(0866) 94-3132
管理者	延原良純
サービス管理責任者	森田宏之
サービスの実施地域	総社市、倉敷市、岡山市、その他
主たる対象者	知的障害者
定員	生活介護 25名 就労継続支援B型 15名
開設年月日	平成24年4月1日
目的	この規程は、社会福祉法人吉備路の会が設置経営する多機能型事業所みぞくちにおいて実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護及び就労継続支援B型の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った、適切かつ円滑な生活介護及び就労継続支援B型の提供を確保する事を目的とする。
運営方針	生活介護事業の実施に当たって事業者は、利用者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。 就労継続支援B型事業の実施に当たって事業者は、利用者が基本的人

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

	権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
--	--

3. サービスに係る設備等の概要

(1) 事業所の概要

		<面積>
	敷地面積	1 2 5 6 . 1 2 m ²
作業棟	構築	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
	延べ床面積	2 2 7 . 2 5 m ²
食堂棟	構築	鉄骨造ストレート 2 階建
	延べ床面積	1 3 . 7 3 8 m ²
トイレ棟	構築	木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
	延べ床面積	4 7 . 3 2 m ²
第 2 作業棟	構築	木造 2 階建て
	延べ床面積	4 6 . 8 1 m ²

(2) 主な設備

①作業棟

<種類>	<面積>
作業所 1	4 1 . 8 m ²
作業所 2	5 1 . 6 m ²
多目的室	5 1 . 6 m ²
事務室	1 4 . 8 m ²
女子ロッカールーム	8 . 8 m ²
男子ロッカールーム	8 . 8 m ²
相談室	2 ・ 6 m ²

②食堂棟

<種類>	<面積>
食堂	6 0 . 5 m ²
給湯室	8 . 5 m ²

③トイレ棟

<種類>	<面積>
女子トイレ	1 9 . 2 m ²

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

男子トイレ	8.0 m ²
車椅子使用者用トイレ	4.0 m ²
シャワーブース	4.0 m ²
汚物処理室	4.0 m ²

④第2作業棟

＜種類＞	＜面積＞
作業場兼調理室（1F）	20.7 m ²
前室（1F）	4.7 m ²
検収室（1F）	4.6 m ²
作業場（1F）	16.5 m ²
トイレ（1F）	2.7 m ²
スタッフルーム（2F）	16.5 m ²
更衣室兼休憩室（2F）	12.4 m ²

※当事業所では、上記の施設・設備をご利用いただく事が出来ます。これらは、岡山県基準条例が定める基準により、指定障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援B型）のサービス提供に設置が義務付けられている施設・設備です。これらの利用については、利用者に特別の費用をご負担いただく必要はありません。

4. 職員の配置状況

(1) 職員の員数

(平成28年4月現在)

	職種	員数	常勤		非常勤	
			専従	兼務	専従	兼務
生活介護	管理者	1		1		
就労継続支援B型						
生活介護	サービス管理責任者	1	1			
就労継続支援B型						
生活介護	医師	1				1
	看護職員	1	1			
	生活支援員	12	2	1	6	3
就労継続支援B型	生活支援員	3			3	
	職業指導員	1	1			
	目標工賃達成指導員	1	1			

当事業所では、岡山県基準条例の定める指定基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として上記の職員を配置しています。

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

(2) 職員の勤務体制

職種	勤務時間
管理者	8 : 30 ~ 17 : 00
サービス管理責任者	8 : 30 ~ 17 : 00
医師	嘱託
看護職員	8 : 30 ~ 17 : 00
生活支援員	8 : 30 ~ 17 : 00
生活支援員 (非常勤)	9 : 00 ~ 16 : 00
職業指導員	8 : 30 ~ 17 : 00
目標工賃達成指導員	8 : 30 ~ 17 : 00

5. 営業日と営業時間等

(1) 生活介護

- ・営業日：原則、月曜日から金曜日までとする（国民の祝日及び5月3日～5月5日、8月13日～8月15日、12月29日～1月3日を除く）。ただし、事業所の管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。
- ・営業時間：8 : 30 ~ 17 : 00 ただし、事業所の管理者が必要と認めた場合はその限りではない。
- ・サービス提供日：原則、月曜日から金曜日までとする（国民の祝日及び5月3日～5月5日、8月13日～8月15日、12月29日～1月3日を除く）。ただし、事業所の管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。
- ・サービス提供時間：9 : 00 ~ 16 : 00 ただし、事業所の管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。

(2) 就労継続支援B型事業

- ・営業日：原則、月曜日から金曜日までとする（国民の祝日及び5月3日～5月5日、8月13日～8月15日、12月29日～1月3日を除く）。ただし、事業所の管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。
- ・営業時間：8 : 30 ~ 17 : 00 ただし、事業所の管理者が必要と認めた場合はその限りではない。
- ・サービス提供日：原則、月曜日から金曜日までとする（国民の祝日及び5月3日～5月5日、8月13日～8月15日、12月29日～1月3日を除く）。ただし、事業所の管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。
- ・サービス提供時間：9 : 00 ~ 16 : 00 ただし、事業所の管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

6. サービス提供の内容

(1) 自立支援給付費対象サービス

<サービスの種類>	<サービス内容>
個別支援計画	サービス管理責任者が法の定めに従い、利用者に対するアセスメント、支援計画の作成、モニタリングを定期的実施し、利用者の同意をいただきます。全てのサービスは個別支援計画に基づいて行われます。
健康管理	日常生活上必要な管理、記録を行います。また、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持の為に適切な支援を行います。利用者の病状急変等の緊急時には速やかに医療機関に連絡等を行います。
心身の状況に応じた適切な介護及び支援	適切な技術を持って、利用者の心身の状態に応じて自立の支援や日常生活の充実の為に支援を行います。
身体機能・日常生活能力の維持・向上のための支援	排泄や食事の自立に必要な支援や衣類の着脱、整容などの日常生活に必要な支援を適切に行います。
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し適切な助言、援助を行います。
生産活動	<p>(生活介護)</p> <p>①事業所内で簡単な生産活動と創作活動を提供します。</p> <p>(就労継続支援 B 型)</p> <p>①市からの委託作業 (公園管理)</p> <p>②フルーツネットの結束作業</p> <p>③自動車部品のバリ取り</p> <p>④もちの製造販売 等</p>
社会生活への配慮	利用者の要望を考慮し、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供します。
就労の機会及び情報の提供	一般就労や福祉的就労、就労系サービス利用に必要な知識、能力の向上の為に必要な訓練を行います。また、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
就労に関する知識及び能力向上のために必要な支援	
工賃の支払い	<p>(就労継続支援 B 型)</p> <p>上記の生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として生産活動に従事している利用者へ支払います。ただし、就労継続支援 B 型においては 1 月あたりの工賃の平均額は 3 千円を下回らないものとする。</p>

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

施設外就労支援・求職活動支援・職場定着支援 (就労継続支援 B 型)	ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や求職活動の支援の実施を行います。利用者が計画に沿って実習が出来るよう、実習の受け入れ先の確保を行います。 また、利用者の職場安定を促進する為にハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係職員と連携を取りながら求職活動支援の実施を行います。
成年後見制度活用への配慮	必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用できるように配慮します。
利用者の送迎	自主通所が出来ない場合は希望により送迎を行います。送迎車両への乗降場所については、送迎時間や他の利用状況により相談の上、決定させていただきます。 自主通所を希望の場合は、十分安全に留意していただき、通所してください。通所中の事故等につきましては当事業所では責任を負いかねます。予めご了解ください。

(2) 自立支援給付費対象外サービス内容

<サービスの種類>	<サービスの内容>
食事サービス	希望により食事の提供をします。(実費がかかります) 食事時間 12:00~13:00
生産活動等諸経費	生産活動を行う上でかかる費用のうち、負担して頂く事が適当であるものに関して実費をいただきます。
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち、負担して頂く事が適当であるものに関して実費をいただきます。
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活用品の購入代金等や日常生活に要する費用で負担していただく事が適当であるものに係る費用をいただきます。

上記のサービスについては、自立支援給付費対象外のサービスとなる為、サービスの提供をご希望される場合には、下記の7. 利用料金の(5) 自立支援給付費対象外サービスの利用料金に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払いいただきます。

7. 利用料金

(1) 当事業所が提供するサービスと利用料金

介護給付費又は訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働省の定める額)のうち9割が介護給付費又は訓練等給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費又は訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する場合、利用者負担分として、サービス利用料金の1割の額を事業者にお支払いいただきます。

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

なお、定額負担又は利用者負担額の軽減等が適用される場合には、この限りではありません。

※詳しくは障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 自立支援給付費対象サービスの利用料金

<サービス形態>	<程度区分>	<サービス利用料金>	<利用者負担額>
生活介護	区分2以下	4,910円/日	491円/日
	区分3	5,390円/日	539円/日
	区分4	5,990円/日	599円/日
	区分5	8,510円/日	851円/日
	区分6	11,390円/日	1,139円/日
就労継続支援B型 サービス費(Ⅰ)		5,190円/日	519円/日

(3) 加算料金

<加算>	<項目>	<金額>
常勤看護職員等配置 加算		190円/日
福祉専門職員配置等 加算(Ⅲ)		60円/日
訪問支援特別加算	所要時間1時間以上	2,800円/回
	所要時間1時間未満	1,870円/回
欠席時対応加算		940円/回
施設外就労加算		1,000円/日
初期加算		300円/日
利用者負担上限額 管理加算		1,500円/月
送迎加算(Ⅰ)		270円/片道
重度者支援体制加算 (Ⅱ)(就労B)		(Ⅱ) 280円/日
人員配置体制加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) (生活介護)		(Ⅰ) 2,120円/日
		(Ⅱ) 1,360円/日
		(Ⅲ) 380円/日
目標工賃達成指導員 配置加算		890円/日
食事提供体制加算		300円/日

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

(4) 加算の説明

＜加算＞	＜内容＞
常勤看護職員等配置加算	看護職員を常勤換算で1以上配置している場合に加算される。
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	生活支援員のうち常勤職員が75%以上、又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の事業所に加算される。
訪問支援特別加算	継続して利用する利用者が継続して5日間、利用しなかった時に職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合、月2回まで加算。ただし、指定就労継続支援B型及び指定生活介護の計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得るものとする。
欠席時対応加算	事業所において事業所を利用する利用者が利用を予定していた日に急病等で急遽、利用を中止した際に連絡調整やその他の相談援助を行うと共に、相談援助の記録を行なった場合、月4回まで加算する。
施設外就労加算	事業所において1月の利用日数から事業所内における2日間の日数を除く日数を限度とし、企業内等で作業を行った場合、施設外就労利用者の数に応じ一日につき所定単位数を加算する。
初期加算	指定生活介護、指定就労継続支援B型事業所等のサービス利用の初期段階において、利用者の居宅訪問や連絡等で生活状況の把握を行う等、特にアセスメントに時間を要する事からサービス利用開始から30日間の間、加算する。
利用者負担上限額管理加算	上限額管理事業所となっている事業所が、対象利用者の障害福祉サービスにおける上限額管理事務を行った場合に加算される。
送迎加算(Ⅰ)	1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合において都道府県知事が必要と認める基準により算定。なお利用定員が20名未満の事業所にあつては、平均的に定員の50/100以上が利用している場合に算定。
重度者支援体制加算(Ⅱ)	障害基礎年金1級受給者が利用者の25%以上50%未満の場合に算定。
人員配置体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)	手厚い人員配置体制をとっている事業所によるサービスを行っている場合に算定。(Ⅰ)の場合1, 7:1、(Ⅱの場合2:1、Ⅲの場合2.5:1)
目標工賃達成指導員配置加算	手厚い人員体制(職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5:1以上、かつ目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上)をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に算定。
食事提供体制加算	原則として、当該事業所内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて加算する。 障害福祉サービス受給者証に「該当」と記してある利用者(低所得

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

者)のみ対象。

※欠席時対応加算の対象は、前日の 17 時以降又は当日に休む連絡があった場合とさせていただきます。ただし 1 カ月につき 4 回までが加算対象となります (5 回目以降は加算対象となりません)。

(5) 自立支援給付費対象外サービスの利用料金

項 目	金 額
食事代	昼食 740円 (320円) /回 () は食材料費
日用品の購入 (歯ブラシ等の日用品費)	実費
教養娯楽等 (クラブ活動やレクリエーション等)	実費
生産活動等諸経費・就労に向けての支援に必要な諸経費・その他日常生活上必要となる諸費用	実費

※昼食のキャンセル料につきましては、昼食が不要になる当日の 9 時までに昼食不要のご連絡がなかった場合は、昼食代のキャンセル料が発生します。なお、これには食事提供体制加算が適用されませんので、全額自己負担の 740 円となりますのでお気を付けください。

(6) 利用者の選定により提供するサービスの利用料金

＜項目＞	＜内容＞	＜金額＞
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関への手続き等について、利用者又は家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。	職員付き添い 500円 / 30分 車両使用料 20円 / km
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供記録等の複写代 ・ 証明書諸書類の発行 	白黒 10円 カラー 30円
各種証明書の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在園証明書等 ・ 領収書の必要な方には発行いたします 	一部 100円

(7) 利用料金のお支払方法

利用料金はサービス利用の月末締め、翌月 10 日までにご請求しますので、請求月の 25 日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振り込み

振込先 吉備信用金庫 本店

口座番号 0578751

口座名義 多機能型事業所みぞくち 管理者 延原良純

※ 振り込み手数料は個人で負担下さい。

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

8. 苦情申し立て先（虐待防止に関する申し立ても含む）相談窓口

当事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口担当者 サービス管理責任者 森田 宏之 生活支援員 石井 美和 ・ 解決責任者 統括施設長 小原 章弘 ・ 営業日 原則、月曜日～金曜日 ・ ご利用時間 9：00～17：00 ・ 電話番号 (0866) 94-3131 ・ FAX (0866) 94-3132 ・ 担当者が不在の場合には事業所までお申し出ください。
吉備路の会 第三者委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 赤木正典 086-425-1693 (時間帯18：00～23：00) ・ 垣野智 0866-92-5378 (時間帯18：00～) ・ 秋田皓二 086-287-3451 (時間帯9：00～17：00)
岡山県保健福祉部 障害福祉課	所在地：岡山市北区内山下2-4-6 電話番号：086-226-7345
岡山県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地：岡山市北区南方2丁目13-1 電話番号：086-226-9400 受付可能時間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00

※1. 苦情に関するボックスを多目的室に設置しています。

※2. 岡山県社会福祉協議会に設置された「岡山県運営適正化委員会」においても市町村と連携しながら苦情対応を行っています。

9. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 さかえ外科内科クリニック
医院長名	榮 康行
所在地	岡山県総社市真壁212
電話番号	0866-93-8800
診察科	外科、内科、胃腸科

10. 非常災害及び火災時の対策

非常時の対応	(風水害時) 別途に定める風水害対応計画により対応します。 (火災時) 別途に定める消防計画等により対応します。 (その他) 別途に定める緊急時対応マニュアルにより対応します。
平時の訓練	別途に定める消防計画、風水害対応計画等へのとおり、避難、消防

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

	訓練等を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動火災報知機 ・ ガス漏れ報知機 ・ 非常用電源 ・ 室内防火栓 ・ 消火器 ・ カーテン等については防炎性のあるものを使用しています。
計画	<p>(消防計画) 消防署への届出 毎年度初旬 防火管理者 延原 良純</p> <p>(風水害対応計画及び緊急時対応マニュアル) 管理者及び職員にて適時見直し、事業所を取り巻く環境の変化に対応します。</p>

1 1. 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償して頂く事があります。
喫煙	喫煙は決められた場所をお願いします。全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品については利用者の責任において管理して頂きます。自己管理が出来ない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい

1 2. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者及びその家族の求めに応じてその内容を開示します。

また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

(閲覧、複写ができる窓口業務時間は、9：00～17：00です。)

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意(文書による)に基づき情報提供を致します。

1 3. 事故発生時の対応方法

事業者は、事故が発生した場合は、県・市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が生じた

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

- (1) 損害保険会社名：エース損害保険株式会社
- (2) 損害保険の種類：知的障害施設総合賠償保険
- (3) 損害保険の内容

①施設賠償	1 事故・保険期間中（対人・対物共通）	5 億円
②－1 生産物賠償・	1 事故につき	5 億円
②－2 事業者賠償責任保険		
③人格権侵害	1 事故につき	5 千万円
④事故対応費用	1 事故につき	5 百万円
⑤治療費用及び 葬儀・死亡見舞金	1 名につき	1 0 0 万円
	1 事故につき	1 千万円
⑥見舞金・見舞品費用	1 被害者につき	1 万円
	保険期間中	5 0 ～ 2 0 0 万円

1 4. 緊急時の対応方法

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関や指定された緊急連絡先への連絡を行います。

利用者のかかり つけ医療機関	医療機関名：
	診 療 科：
	主 治 医：
	所 在 地：
	電 話 番 号：
緊急連絡先	住 所：
	電 話 番 号：
	氏 名：
	続 柄：

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

私は本書面に基づいて社会福祉法人吉備路の会の職員から、本重要事項の説明を受けました。

平成 年 月 日

利用者

住所

氏名

印

利用者の成年後見人等

住所

氏名

続柄

印

当事業者は
とおりに説明をいたしました。

様に対する支援サービスの提供にあたり、上記の

平成 年 月 日

事業者

住所
名称

岡山県総社市小寺1553-1
社会福祉法人 吉備路の会
(多機能型事業所 みぞくち)

代表者

理事長

田中茂己

印

説明者

印